

平成26年7月1日

◎川井委員長 おはようございます。ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。
(10時0分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き付託事件の審査等についてであります。

《文化生活部》

それでは、文化生活部について行います。なお、武政副部長から公務のため本日の当委員会を欠席したい旨の届け出がっております。

初めに議案について、文化生活部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎岡崎文化生活部長 まず初めに、先ほど委員長から御報告がございましたが、本日は副部長の武政が、本県と友好交流を行っております韓国全羅南道の知事の就任式に出席するため韓国を訪問しておりますので、この委員会に出席できませんことを、おわびを申し上げます。

それでは、6月議会への提出議案につきまして、御説明をさせていただきます。文化生活部からは、平成26年度一般会計補正予算議案1件と、条例その他議案2件を提出させていただきます。

お手元の資料②の番号がつけました議案説明書（補正予算）の19ページをお開きいただきたいと思っております。文化生活部の補正予算の総括表でございます。今回、県民生活・男女共同参画課で650万円の増額補正をお願いしているところでございます。県では本年度、女性の活躍の場の拡大に向けて取り組みを強化することとしており、その一環として先月、6月28日には、働くことを希望する女性の就労をサポートします高知家の女性しごと応援室を、ソレにオープンしたところでございます。今回の補正予算では、国の交付金を活用いたしまして、女性がキャリアを積み重ねながら能力を十分発揮できますよう、経営者を対象とした意識啓発セミナーや、女性を対象としたキャリア形成に役立つ研修の開催などによりまして、企業と働く女性の双方に向けた取り組みを進めていこうとするものでございます。

次に、③の番号がついております、条例その他議案をごらんいただきたいと思っております。表紙をおめくりいただきますと、最初に議案の目録がございます。このうち文化生活部は、第4号議案と第17号議案の2件が該当しております。まず第4号議案は、昨年9月から施行されました、いじめ防止対策推進法に基づきまして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、必要な組織を県に設置しようとするものです。このうち当文化生活部は、いじめ問題再調査委員会を所管することとしております。次の第17号議案でございますが、高知県新資料館（仮称）建築主体工事の請負契約の締結について議決を求めるものでございます。

続きまして、報告事項が2件ございます。お手元にお配りしております文化生活部の資料（報告事項）のインデックスがついておりますが、その赤のインデックスの文化推進課をお開きいただきたいと思います。坂本龍馬記念館リニューアル基本構想（案）についてでございます。平成25年11月に設置をいたしました坂本龍馬記念館リニューアル基本構想検討委員会におきまして、委員の皆様から、記念館の目指すべき方向性と今後のあり方等について、ご議論をいただきながら検討を進め、その内容をこのたび基本構想（案）として取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、同じ資料の赤のインデックス、私学・大学支援課をお開きください。公立大学法人の統合についてでございます。高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との統合に向けた方針につきまして、両大学法人と確認をいたしましたので、その内容について御報告をするものでございます。なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

最後に、文化生活部が所管をいたします、審議会の審議経過等についてでございます。同じ資料、同じ報告事項の資料でございます。赤いインデックス、審議会等をお開きください。3にあります、高知県私立学校審議会につきまして、6月13日に開催いたしました。主な審議項目、決定事項などを資料に記載をしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。なお委員の名簿を資料の後ろにつけておりますので、御参照いただければと存じます。このほかの審議会等の開催状況につきましても、随時、今後御報告させていただきます。私からは以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

〈文化推進課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課でございます。よろしく願いいたします。文化推進課からは工事請負契約議案が1件ございます。右肩に③とあります条例その他議案の28ページをごらんいただきたいと思います。議案番号第17号高知県新資料館（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。あわせまして、別途配布しております文化生活部の青い見出しがついております議案参考資料の文化推進課の赤い見出しがついております1ページもごらんください。

この議案は、昨年実施いたしました入札が不調となりましたことから、積算価格への実勢価格の反映や、十分な工期の確保などの見直しを行った上で、再度一般競争入札を行ったもので、四つの共同企業体から応札があり落札に至りました。契約金額は28億692万円。契約の相手方は清水・轟・入交特定建設工事共同企業体で、完成期限は平成28年3月20日となっております。

新資料館の概要につきましては、先ほどの議案参考資料の文化推進課の赤い見出しがついてあります1ページをごらんいただきたいと思います。左にございます、保存する、研究

する、公開するなど、七つの機能を十分発揮できる施設として、整備することとしております。

今回議案を提案しております建築主体工事に続きまして、電気、空調、衛生及びエレベーターの各設備工事につきましても、今後入札手続を進めてまいります。いずれの完成期限も建築主体工事と同じ平成28年3月20日を予定しております。これらとあわせて、資料を展示するための展示ケースの製作等につきましても発注手続を進めまして、平成28年度中の開館を目指して、準備をしっかりと進めてまいりたいと考えております。文化推進課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 不落で、なかなか苦労もあったと思うんですが、28年度に向けてのことですが、今の日本のいろんな動きを見ましても、うちの地域を考えても資材のことなんかいろいろ出てるんですが、それ以上の心配なんかはないですか。いろんな面、これから進めていく中で、ちょっと心配。その辺どうなのか聞いておきたい。

◎高橋文化推進課長 今回建築主体工事が一度不落になって、再度入札で落札して提案をさせていただいておりますけれども、これからも特にオリンピックでの新たな工事がふえるようなことがございまして。これまでも、県の発注事業でも、特にその建築主体が資材の高騰等で、かなり実勢価格と設計価格が合わないようなことで、不落が続いたような事例もございました。今後予定しております空調ほかの設備工事につきましても、それほどの高騰ということもございませぬ。今回予算の際にも、一定の見直しは行っておりますけれども、これまでの事例からしても、そのあたりは何とか今の想定している範囲で、対応できるものではないかと考えております。

◎溝渕委員 いろんな心配もあって、高知のいろんな事業、箱物もありましたので、相当その辺は気をつけながら、努力して行ってほしい。そういう決まったような形で済んでほしいというのが県民の思いでもあろうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎高橋文化推進課長 28年度の開館に向けまして、そういったことも留意しながら、取り組みを進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎西内（健）委員 これ基本設計の中で、周辺住民の一時避難施設用として、その南海トラフ地震の想定で考えていらっしゃるわけですが、その収蔵庫のスペースをある程度確保せないかんと、地域、この辺でいうとほかにも一時避難場として機能するものがある中で、ここをどうしても一時避難所として位置づける必要性というのは、どのように考えているのか。

◎高橋文化推進課長 収蔵庫としては、必要なスペースは確保しておりますけれども、今回は、いわゆる避難所ではなくて一時的な避難場所ということで、通常のフロアなどに一時的に避難をしていただく。実際の避難場所としては県民文化ホールとか、近くにあると

ころに最終的には移っていただくということです。本当に一時的な、緊急的な避難場所という位置づけでございます。

◎西内（健）委員　じゃあ貯蔵物資といったものも、もう本当に限られたものだけというような形で考えているということですか。

◎高橋文化推進課長　はい。ここで何日間も生活していただくことは想定しておりません。そういったものは、本当に必最低限度のものになるということです。今後、そこはまた検討してまいります。

◎岡本委員　今後のことで、電気、空調とか、水道とか、衛生とか、今から入札をかけ、契約を結んでいくわけですね。建築の主体は3社のJVですけれども。今からの契約というのは地元業者の指名になるのか、それとも一般になるのか気になるんですけれども。できれば地元業者を優先するべきだと思ってるんですけれども、そのあたりはどんなになってますか。

◎高橋文化推進課長　今後の設備関係の工事は、また7月上旬に公告を出して契約に向けて取り組みを進めていくようにしております。その詳細については、またその公告で公表させていただくこととしたいと思います。いずれにいたしましても、県の方針に基づきまして、地元の企業の方も参加できるような形をできる限りとするという方針ではやってまいりたいと思います。

◎岡本委員　地元企業最優先でやってもらいたいということをおっしゃいます。

◎川井委員長　以上で質疑を終わります。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎川井委員長　次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎武田県民生活・男女共同参画課長　県民生活・男女共同参画課でございます。当課からは、補正予算議案を1件説明させていただきます。

委員会資料の議案参考資料のうち、赤いインデックスの県民生活・男女共同参画課をごらんください。まず、資料右下のスケジュールをごらんいただきたいと思います。県では本年度から、働くことを希望する女性への就労支援に取り組むこととし、部長から説明をさせていただきましたが、先日28日には、こうち男女共同参画センターソールに高知家の女性しごと応援室を開設したところですが、今回の事業はこれらに加えまして、内閣府の地域女性活躍加速化交付金などを活用いたしまして、新たに女性の登用等の促進に向けた取り組みを行うものでございます。

資料左側の全国的な状況、背景をごらんください。国は、日本再興戦略におきまして、指導的地位に占める女性の割合を、2020年までに少なくとも30%程度にするとの目標を掲げております。次に、本県の状況といたしましては、働いている人に占める女性の割合は46.7%、管理職的職業従事者に占める女性の割合は21.8%と、いずれも日本一となっていま

すが、双方には20%以上の差がございます。

その要因といたしましては、課題に記載してございますが、企業側といたしましては女性の勤務年数の短さに関連する要因が多く、一方、働いている女性には、仕事と家庭の両立への不安や周りにロールモデル、お手本となるような人がいないことが影響していると考えられております。そこで対策といたしましては、女性がキャリアを積み重ねながら働き続けられるよう、企業、働く女性双方への取り組みを強化することとしています。

具体的には、資料右側の1から3になります。まず1では、女性の活躍の場の拡大には、経営者等の理解が必要であることから、金融機関や経営者団体と連携いたしまして、経営者等を対象といたしました啓発セミナーを3回開催いたします。②では、働く女性への支援といたしまして、女性がさまざまなライフステージを通して働き続けられるよう、キャリアの節目に応じて、A、B、Cの三つのコースを設け、セミナーや研修を計11回開催いたします。③では、男女共同参画に先進的な企業と連携いたしまして、県内企業にワーク・ライフ・バランスを働きかけるものでございます。

こうした事業によりまして、結婚、出産、育児といったさまざまなライフステージを迎える女性が継続して働くことができ、その結果として女性の管理職の登用が促進されるよう取り組んでまいります。

なお、今月24日には、こうした取り組みが十分な効果を発揮するよう、社会全体で女性の活躍を応援する気運の醸成に向けまして、輝く女性応援会議 in 高知がこうち男女共同参画センターソレで開催されることとなっています。これを契機に、女性の活躍の場の拡大の取り組みをさらに推し進めてまいります。以上で、県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 女性の登用促進は大事なことで、人口比で言っても、今がやっぱり異常な事態だろうと思うんです。やっぱりその責任を持ってキャリアを積んで、同時に人生の中で結婚もし、家庭も持つというその女性たちの中には、口は悪いんだけど、十分な条件も整えないで家事もしろ、育児もしろ、家庭に責任持ちながら、社会的参加もしっかりやれと。どこまでも働かせるんやねという、そんな話があるんです。それは実感かなとも思うんです。ですから、女性も1人の人間としていろんな社会参加しながら、生涯的な年金なんかも、自分自身の年金も用いて、そういう働き方はやっぱり理想。プラス、家庭も種の保存じゃないけれど、次の世代にやっぱりつないでいけるような状況でないと、これは成功していかないだろうと思います。ですから、企業の意識ももちろん高めていただく、トップセミナーなども重要なことだと思います。例えば県なんかもこういうふうに掲げたら、もっと具体的にやれることがいっぱいあるんじゃないかと。女性幹部の登用問題なども、県ももっと頑張ってやれるんじゃないかと。それから例えば課長になった女性が

結婚して、妊娠して出産するような場合に、十分にその人の体調や家庭も応援できるような職場の環境をまずつくる、どこがつくるかといったら、県なんかやったらつくれるんじゃないかとかいろいろ思うわけです。ですから、この事業そのものは推進していただいて、もっといろんな意味で場を広げていただければと思います。同時にやっぱり担当課として、県庁内での女性の幹部登用の問題とか、そういうのは一体どんなふうにお考えかなど。ちょうど部長も女性ですし、女性だから言えというわけではないですが、そういうところを推進をしていく決意をこの課には持ってもらいたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 まず1点目は、女性に家庭で子育てもしながら、これからまだ働かせるのかという御意見だと思いますが、こちらは、働きたい方を対象にしています。無理に働けという政策では決してございません。働きたい方を応援していくというものでございます。

それから、県庁の職員の話がございまして、今議会の一般質問でもお答えさせていただいたところです。県庁の中の登用につきましては、当課の所管ではございません。総務部の人事課が登用については所管しているのが実態でございます。現状を若干御説明させていただきたいと思います。女性の占める割合は、平成26年4月1日現在の数字でございまして、管理職、課長級以上が7.9%。それからチーフ・班長級以上が19.4%となっています。ちなみに、職員全体におけます女性のパーセンテージが30.5%。それから、26年4月1日付けの新規採用職員のうち女性の占める割合が58.5%となっております。

◎中根委員 この男女共同参画課は、人事権は総務部が持っていますがそれをやっぱり男女共同参画の視点でいかに広げるかというのが担当課の方向ですから。7.9%に甘んじていてはいけないだろうなと思います。

それで、あと働きたい人へのというお話がありましたけど、夫が主夫をしている方もいらっしゃるんですが、家事労働も大変な労働。そこには労働対価がないわけですけど、そのあたりも見通しながら女性の社会参加を進めていかないと。じゃあ、これまで支えていた家事労働は誰がやるのかということで、家事の分担とかいろんな問題がやっぱり起こっているわけですね。そういうところをやっぱり認識として広げていく使命もこの課にはありますので、別にいちゃもんつけるんじゃないくて、ぜひみんなが何て言うか、苦勞もあるけれども喜びを持って社会参加ができていけるような状況にするために頑張ってもらいたいと思うので、ぜひ今後ともよろしくお願ひします。部長も何かあったら、お願ひします。

◎岡崎文化生活部長 男女共同参画は、私は男女に能力差はないんだけど、個人差はあると思います。そういう意味で多様性もあります。そういった一人一人の男女にかかわらず能力を発揮できる社会が大事だというのはもう基本的な認識です。その中で県庁からと、隗より始めよということでございまして、そこは確かにそのとおりだなと。ただ、中根委員がおっしゃったように、これを進めていくには、いろんなその家事労働の話、いろんな

課題もあります。決して就労の相談窓口をつくっただけで終わりとは思っていません。私としては目指すのが、もう男女共同参画を話題にしなくなると。これは当たり前のことなんだという社会ができることが理想かなという気がします。少しずつ前に進めていきたいと思しますので、また応援をよろしくお願いします。

◎川井委員長 ほかに質疑ございませんか。以上で質疑を終わります。

〈人権課〉

◎川井委員長 次に、人権課の説明を求めます。なお、教育委員会より人権教育課長が同席をしております。

◎永吉人権課長 人権課でございます。よろしくお願いいたします。人権課からは、第4号議案、高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案について御説明させていただきます。参考資料の人権課のラベルの1ページをお開きください。いじめ防止対策推進法に対する本県の対応について、教育委員会を中心とする本県の取り組みの経緯についてまとめております。本条例議案は、昨年9月から施行されました、いじめ防止対策推進法や、昨年10月に国が策定したいじめ防止基本方針を踏まえ、本年3月に策定いたしました高知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な組織を県に設置しようとするものです。

また、本条例は、教育委員会事務局人権教育課及び文化生活部人権課の共管となっておりますため、まず本条例に基づき県に設置しようとする組織の全体像について御説明をさせていただいた後、人権課の所管分について御説明をさせていただきます。なお、資料につきましても、教育委員会事務局が総務委員会へ提出しました資料と同じ資料を当委員会にも提出しております。

資料の4ページをお開きください。本条例に基づいて県に設置する組織の全体像をポンチ絵でお示ししておりますので、この資料で御説明をさせていただきます。まずポンチ絵の上段にあります、高知県いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するために、知事を会長とし、関係機関団体の関係者や学識経験者を委員として設置することとしております。

資料の8ページ、いじめ防止対策推進法の抜粋の中ほど、第28条第1項をごらんください。2行目の括弧書きの中に重大事態と書いてありますが、そこに定められておりますように、法においては、1、いじめにより児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、2、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合を重大事態と定義しまして、こうした事態が発生した場合に、学校の設置者または学校は事実関係の調査を行うものとされております。

資料の4ページのポンチ絵にお戻りください。下の段にこのいじめによる重大事態が発

生した場合の県立学校や私立学校での対応の流れをお示ししています。左下にあります高知県いじめ問題調査委員会は、教育委員会の附属機関として設置するもので、県立学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認調査を行い、その調査結果を知事に報告します。また必要に応じて、いじめの防止等の有効な対策を検討するための調査審議を行うこととしております。委員については、調査の公平性、中立性を確保する観点から、教育、法律、医療、心理、福祉などの外部専門家に参加いただくこととしております。以上が教育委員会事務局人権教育課の所管分で、総務委員会にて御審議いただいております。そのほか資料の右側にあります、私立学校で発生した重大事態についても、学校の設置者または学校において、事実関係の確認、調査等を行い、調査結果を知事に報告することとしております。

次に文化生活部、人権課の所管分であります、4ページのポンチ絵の右下に記載しています、高知県いじめ問題再調査委員会につきまして御説明いたします。資料の7ページ、高知県いじめ問題再調査委員会の概要をごらんください。知事部局の附属機関として設置する高知県いじめ問題再調査委員会につきましては、県立学校や私立学校で発生した重大事態について、先ほど御説明しました学校の設置者、または学校において調査をした調査結果について、知事がさらに必要があると認めるときに、再調査を行うことができるものとされております。

委員については、教育、法律、医療、心理、福祉など、多岐にわたる専門分野の有識者を初め、個々の事案ごとに最適な委員に委嘱するとともに、県立学校で発生した重大事態の調査を行う、教育委員会設置の高知県いじめ問題調査委員会の委員10人以上よりも多い委員、15人以内に委嘱することにより、さらに多角的な視点から検証を行い、より一層再調査の専門性、独立性を確保してまいりたいと考えております。

さらに、当該事案の関係者と特別の利害関係を有する者などには、委嘱をしないものとするよう規定し、第三者による再調査機関としての公平性、中立性を確保することとしております。また、県立学校の再調査結果については、一番下にありますように、知事から議会に報告することとなっております。

その他の条例の規定内容については、主に個人情報を取り扱うこととなるため、非公開を原則とするとともに、委員に対して秘密保持義務を課すこととしております。そのほか、県の他の附属機関の設置条例に準じて必要な規定を整備しております。

なお、その他の参考資料につきましては、2ページ、3ページに条例議案の概要を、5ページに高知県いじめ問題対策連絡協議会が取り組みます、いじめ防止対策の総合的な推進について、6ページに教育委員会の附属機関であります、高知県いじめ問題調査委員会について、10ページ、11ページに、高知県いじめ防止基本方針の概要を資料としてつけております。以上で人権課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 いじめ問題は今社会問題になって、大変な状況になってると思います。昨年の12月ですけれども、うちの塚地議員がこの問題について代表質問したところですよ。やっぱり、今回の法律に基づいて、厳罰主義になってはならないとか、社会的なさまざまな要因がこのいじめの中にはあると。だから、いじめられる人が、またいじめたりもするという複雑な状況があったりとか。社会的な背景もあってして。大人同士がいじめ合うとか、いろんな問題もあってすることなんかを紹介しながら、知事と教育長にも見解を聞いたところですよけれども。今から組織を立ち上げて、これに対応していくということですけども。基本的に、厳罰とか懲罰とかいうことでの取り締まりにはなってはならないと。子どもたちの意見をもっと聞くべきだということで、代表質問でも見解を聞いたところですよけれども。この部として、どういう基本的な考え方で臨むのか、部長の見解をまずお聞きしておきたいんですけども。

◎岡崎文化生活部長 知事部局で、当部がこのいじめの対策を持ちましたのは、人権課という人権を所管しているところがあります。この法律は一体誰のためのものかと考えますと、子どもたちのためのものです。子どもたちの安全、安心、そして子どもの人権を阻害されることがないようにする。そういう視点で我が部はやっていく。そのためには、そういった考えのもとで再調査を担いますことから、調査をして、子どもの声も聞く。専門性を持った方、そして1回目の調査とは違う形で独立をして、また違う目で見えていく。そういった形で我が部としては、何よりも子どもの人権を守るという視点でこの問題に対応したいと考えております。

◎岡本委員 心強い答弁いただきましてありがとうございます。この所管している再調査委員会です。知事が認めた場合というような説明のあったところですけども、この知事が認める具体的な中身みたいなものは、何かきちっとしたものがあるわけですか。どういうところなのか。

◎永吉人権課長 知事が認めるといいますか、知事が再調査の必要性について判断をすることになってまいります。教育委員会及び私立学校から、重大事態の調査報告を受けました後、個々の事案の内容に応じて調査の過程、手法が適切か、調査、聴取などの範囲、内容など、十分に調査が尽くされているかなどを検討しまして、専門家の助言もいただきながら判断をしてみたいと考えております。

◎岡本委員 この再調査結果が具体的にどのように生かされるかです。だから、重大事態が発生して、県立の場合教育委員会ですよ。私立学校の場合は知事になっているわけですよけれども。それらを調査したものが、どういうふうに現場に生かされていくのかが、ちょっとわかりにくいところですよけれども。それとあわせて、この調査委員会と再調査委員会のメンバーは、人は違うでしょうけども構成は一緒ですよ。このあたりの調整はどの

ようにして取られるのでしょうか。

◎永吉人権課長 まず1点目の再調査委員会の再調査の報告を受けてどのように対応するかといった御質問であろうかと思えます。県立学校の場合におきましては、知事及び県教育委員会は再調査の結果を踏まえ、みずからの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずるものとされております。ですので、調査結果の報告を受けて、知事で言いますと児童家庭課で、知事部局の所管の中で、どういったことができるかそれぞれ検討していただく。また県の教育委員会では、県立学校でどういったことができるか、それぞれ事案に応じて、判断をしていただくということになります。私立学校におきましても、知事、これは私学・大学支援課の関係になりますが、再調査の結果を踏まえまして、当該調査に係る学校法人、またはその設置する学校に対しまして、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとしております。具体的には、先ほど申しましたように、それぞれの事案に応じて、また判断をしていくことになってこようかと思えます。それから、教育委員会設置の調査委員会と、文化生活部設置の再調査委員会との委員構成の関係でございますが、当然、当該事案の直接の関係者はもとより、条例の第28条第1項におきまして、特別の利害関係を有するなど、調査審議の公平性、中立性が損なわれると認める者については、委員としないように規定をしております。教育委員会設置のいじめ問題調査委員会の委員と、知事部局設置のいじめ問題再調査委員会の委員は、兼ねることがないように委員の委嘱の際にもそういった配慮も行いまして、県民から不信を招くことがないように、第三者による調査機関としての公平性、中立性を図ることとしております。以上でございます。

◎岡本委員 大体わかりました。一番大事なところが、その再調査委員会で何をするかと。事案に応じて対応すると。ここが一番大事なことだと思うんです。だから、そこで厳罰にとかいうことにならないように、子どもの人権、一番子どものためという、最初部長が答弁なされたんですけども、ここが生かされないかんわけです。ここについては部長としては、決意というか、そうしていくという思いを言ってもらいたいんですけど。どうですか。

◎岡崎文化生活部長 再調査におきましては、まずは調査報告書をもとに、まずはその十分な調査、その調査の場、場面、相手方、範囲そういうことがしっかりなされているか。そして不足したものはないかというようなことを基本にやっていきたいと思えます。その上で必要があれば、学校から、また新たな報告もいただくという形になりますが、それは決していろんなこと、責任を押しつけ合いになるとか、そういうことではなくて、あくまでも子どもの人権を守っていくという視点で、しっかり事実を調査して対応策もきっちりやっていけるような調査にしたいと思っております。

◎岡本委員 この再調査委員会の取りまとめ役、これは誰がなさるのでしょうか。調査委員会は教育委員会ですか。そこは部でやるんですか。それとも人権課のみなんですか。

◎永吉人権課長 取りまとめといいますか、再調査委員会の委員の中に、また委員長を設けますので、委員長が実質的に取りまとめをするようになります。人権課は再調査委員会の事務局といいますか、所管課ということで、その委員会の運営等のお手伝いといいますか、それをバックアップするような位置づけになります。

◎岡本委員 部長がさっき、最初に答弁されたことをぜひ貫いて、委員会を運営していただきたいということを、お願いしておきます。

◎桑名委員 大体設置のイメージはわかりました。県だから結構人材もいますので、これぐらいの組織はできたと思います。この4ページにも書かれてるように、各市町村でも同様の対応が必要ということで、ただこれ必置じゃないんで。去年の総務委員会の最後のときに、私も質問で聞いたときには、こういったところがおくれている市町村がまだまだあるというようなことをお聞きしたんですけれども。今のこのような、県と同じようなものを市町村もつくらなくちゃいけないんですけれども、この6月に進んでいるところは設置するだろうし、おくとところはまだ設置しない、やらないところはそのままになっていると、いろんな段階があると思いますが、今、県下の段階はどんな感じになっているのでしょうか。

◎永吉人権課長 市町村におけますいじめ問題の組織の設置の関係ですが、これは、今回の組織全般にかかわりますことですので、所管をしております教育委員会事務局、人権教育課から御説明させていただきたいと思います。

◎赤間人権教育課長 教育委員会の人権教育課でございます。市町村の組織の設置状況についてでございます。以前に桑名委員からご質問いただいた時から進捗状況を見てきたわけでございますけれども、県が今回この6月議会にまず組織をつくるということで、提案をさせていただいていることもありまして、市町村の段階の準備が、まだ検討段階である市町村もかなり多うございます。そういった中で、4ページのイメージ図に書かれております連絡協議会、関係機関の連携を図るための組織でございますけれども、こちらのほうについては、またその策定設置済みというところについては、私どものほうではまだ把握しておらないところがございます。この6月議会に提案をして、最終的に設置するところもあるかもしれませんけれども、そこまで、議会の前にちょっと把握をしたものですから、その時点では設置をする、設置済みのところは、今のところございません。それから、県の教育委員会の附属機関として置く調査組織につきましてですが、これについては2市町村で設置済みになっておりますけれども、ほかの市町村については、現在準備中と準備作業中と伺っております。それから、市長部局に置くこととなります再調査組織についても、これは現在のところまだ策定、設置済みの市町村はないと伺っております。先ほど桑名委

員からもございましたように、やはりこういった組織を設置するに当たって、市町村からの声として大きいのが、その外部の専門家を高知県下の個々の市町村として確保していくことがなかなか難しいというお声をいただいております。私どもも弁護士会、医師会、それから臨床心理士会、そういった職能団体にも、市町村からぜひこういった人の推薦をいただきたいというような話もあると思いますのでということで、協力の御依頼もさせていただいております。しかしながら、実際に組織を立ち上げていくに当たって、市町村からもやはり、いろいろなアドバイスを欲しいという声もお聞きしますので、できるだけ私どものほうで、そういった部について、助言をしていきながら、その組織の設置の立ち上げに向けて、さらにてこ入れをしていきたいと考えております。

◎桑名委員 ちなみに、いじめ問題調査委員会の2市町村というのはどこです。

◎赤間人権教育課長 高知市、それから、仁淀川町とお聞きをしております。

◎桑名委員 今回県がこういった形で作りましたので、これをモデルにしてぜひ足りない部分も、どう県がそこを補っていくのかというところで、全市町村に早くこれはつくっていただきたいと思います。それを県がまた主導するような形でやっていっていただきたいと思います。

◎中根委員 できることなら、こういう調査委員会が始動しなくていいような状況をつくりたいと思うんですけども。こういう体制は、いじめによって苦しむ子どもたち、さっき部長もおっしゃったけど、本当にそういう子どもたちを応援する、ひとりではないと。行き詰まった状況の中で、どうやって前を開いていくかというためにつくられるものであって、大人の最大限の応援メッセージだと思うんです。ですからその点を、常にしっかりと頭に置いて頑張っていたきたいということと、そのために調査委員会の委員なども、公平が損なわれるというか、何か縁故であったり、該当するような場合には、委員を外れていただくというお話がありましたけど、例えば10名だったら10名、15人だったら15人、委員を選びますよね。狭い高知というか、広いけど狭い高知なので、事例によっては何かその縁故の方という場合はあり得ると思うんです。そういう場合はその委員は、その専門分野で交代をするようなことになるんですか。その点はどうでしょうか。

◎永吉人権課長 再調査委員会の委員の委嘱につきましては、あらかじめ委嘱はしませんで、事案ごとに教育、法律、医療、心理、福祉など、多岐にわたる専門分野の有識者を初め、個々の事案の内容に応じて、最適の委員をその都度選んでいく形を考えております。それから、県内でというようなお話もございましたが、今回の再調査委員会の組織におきましては、個々の事案に応じまして全国レベルの視点で県外の専門家、有識者も含めて幅広く検討を行い、最適の方をお願いしていきたいと考えております。

◎中根委員 その県外の皆さんをとということも、大変大事な視点もあるかと思っておりますけれども、やっぱりそうなればなるほどに、そこまでいかない初期対応、やっぱり県民性、地

域性がある中で問題が発生するとすれば、全国的なその視野で専門家に見ていただくことも、もちろん大事なことだと思います。ある意味そこまで行くまでの初期対応がいかに行けるか。県立学校なり私立学校なりで、そういう対応できる教育環境体制をどうつくるのかが、やっぱり大事なかなと思うんです。私も昔、臨時教員をしていたころに苦い経験がありまして。学校で、何て言うかな、教育研究会があって、3年生を担当してたんですけど、一人の男の子が、学校の帰りの公園のところに変な男の人がいて、一緒に来てと誘われると。怖くて走って逃げるんだけどもという話を帰り際に私にしたんです。私が、もうでも研究会も迫ってるので、早う帰りなさいと。それで、とにかく走って帰るのよというような助言をして。それで、その日にその子、デパートに連れて行かれてね、変態の人やったんよね。男の人やっただけ。もう本当にあのときもっとその一緒にくっついて、家まで帰ればよかったとか、いろんなことを後で思いました。それはいじめではないんだけど、ゆとりがあってそのときにきちんと対応できる、その心構えがないといういろいろな防げないことってあるんだなというのをいつも思い出します。そういう意味で、こういう連絡協議会はもちろんだけれど、それ以前の体制も私立学校なり県立学校なりでしっかり、学校の中で議論をしていただく。そのことが隠蔽体質にならないで、事が大変であればあるほど、専門家に知恵を貸してくれることを要請する体質になっていくようにしないとやぶ蛇になるかなと思いますが、その点の共通項づくりというか、学校の校長先生や先生方との共通項もつくることも含めて、条例をつくることはオーケーだけれど、つくったままで、ぼんと投げて、向こうからの反応を待つのではなくて、その条例の意味そのもの、隠蔽体質にならないような状況づくりというのは、担当課はどんなふうに思ってるんですか。

◎永吉人権課長 ただいまの御質問は、いじめ問題全般にかかわる、学校での対応を含めまして、そういったことになってこようかと思しますので、いじめ問題の所管課、教育委員会の人権教育課になりますので、そちらのほうから御説明をさせていただきます。

◎赤間人権教育課長 教育委員会からお答えをさせていただきます。委員から御指摘がありましたとおり、学校の中でそれぞれの先生がある程度ゆとりがないと、そういった形で子どもたちにしっかりとしたいじめの問題についても、対応していくのがなかなか難しいというお話もございました。この法律に基づいて、これ今、県内で市町村の対応ということで御説明をしておりますけれども、各学校におきましても、まず学校としてのいじめの防止に向けた基本方針、そういったものをビジョンとしてつくること。それから、やはりその学校の中でいじめの問題に対して、やはりその学級担任の方が、あるいは生徒指導主事といった、いじめに対して直接的に対応をするような方々が、そういった問題をやはり抱え込んでしまう事態もよくお聞きをしております。そういった意味で、今回の法律の中では、そういったいじめの問題に学校組織として取り組んでいくことが、非常に重要だと

ということがうたわれておりまして、学校の中にも、いじめの防止のための委員会というような組織を設置することになっております。私どももこれは組織を設置すると申し上げますが、既存の組織、生徒の校内支援委員会とか、そういった既存の委員会とかも活用していただきながら、学校全体で、組織でそのいじめの問題に取り組んでいくことによって、やはりその一人一人の先生の負担感とかいったものも当然あるかと思えますけれども、そういったものも少しでも軽減していきながら、やはり一人一人の子どもに対して、きめ細やかに対応していくことが重要だと考えております。

それから、その隠蔽体質云々というお話もございました。やはりこのいじめの問題に関しては、24年度にいじめの認知件数、非常に大きな件数が高知県についても出ております。私どもがその学校の先生方にお話をしておるのは、やはりその学校としていじめの件数が多いことが学校としてその評価を落とすことになるのではないかという、やはり学校の先生方の意識が根底にあるのではないかというところもございまして、ただ、今回の国の基本方針なり、県の基本方針にも書いておりますけれども、やはりいじめがなかったことにするとか、隠蔽とかそういうのはもうもってのほかです。できるだけ積極的にいじめを認知して、それに対して学校が組織的に取り組んで素早い対応をしたところを、やはり学校としても、我々も含めて、評価をしていかなければいけないだろうと。そういう意識でいじめ問題に取り組んでいただきたいということを、学校現場にもお話をさせていただいております。教育委員会としても、そういう視点で取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

◎中根委員 せっかくの条例ですから、丁寧に生かしていくようにお願いします。

◎西内（健）委員 このいじめ防止対策推進法の中の抜粋で、28条の重大事態ということであるんですが。これ、法律から見ると、結局、特に2項の児童が相当の期間学校を欠席するという、その相当の期間を判断するのは、教育委員会であつたり学校だという認識でよろしいのでしょうか。

◎永吉人権課長 2項の相当の期間につきましては、基本方針、国の基本方針、それから県の基本方針にも記載がされておまして、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますと。そのように一応考えております。

◎西内（健）委員 あとその重大事態というのは、これ制限列举というか、こういう形で挙げてますけれども、これ以外にも考えられるという解釈でよろしいのでしょうか。

◎永吉人権課長 制限列举といいますか、これに相当するものですね。そういったものにつきましては重大事態として取り扱っていくということになってまいります。

◎西内（健）委員 ぜひ、現場でも柔軟な対応をお願いしたいなと思います。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

それでは、文化生活部の議案を終わります。

〈文化推進課〉

◎川井委員長 続いて、文化生活部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。それでは、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想(案)について、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課から坂本龍馬記念館リニューアル基本構想(案)について御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

文化生活部の青い見出しがついております報告事項の、その中で文化推進課の赤い見出しがついております、1ページをお開きいただきたいと思います。基本構想案の構成は、第1章の基本構想策定の経緯から、第4章、施設整備計画までとなっております。基本構想策定の経緯について御説明させていただきます。

坂本龍馬記念館は、昭和60年の龍馬生誕150周年を契機に、多くの県民有志の熱心な活動により平成3年に建設され、それから20年余りの間に、県内外から多くの龍馬ファンが訪れる、県内屈指の集客施設へと成長いたしました。NHK大河ドラマ龍馬伝が放送された平成22年度には、例年の3倍を超える約44万人の入館者を数え、全国的な注目を集める中で、坂本龍馬記念館は龍馬の専門機関としての、より一層の取り組みの充実を求められるようになってまいりました。

このような状況を踏まえ、平成24年3月には高知県議会文化厚生委員会から記念館の充実強化に向けた提言がなされまして、県ではこの提言を受け、今後の充実強化に向けた取り組み方針案の整理を行うとともに、平成25年11月には、各分野の専門家や関係者等で組織する、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想検討委員会を設置いたしまして、委員の皆様専門的な観点から、記念館の目指すべき方向性と今後のあり方等について御意見をいただきながら検討を進め、このたび基本構想案として取りまとめたところでございます。

資料は1ページに概要版をつけておりまして、その次、基本構想案の冊子をお配りしております。先ほどの基本構想の策定の経緯につきましては、その冊子のところに記載がございますけれども、これからの説明については、1ページの資料で説明させていただきたいと思っておりますので、1ページの赤い文化推進課の見出しがついたものをごらんいただきたいと思ひます。

次の第2章、坂本龍馬記念館の沿革につきましては、記念館の設置目的や設立の経緯などを記載しております。詳細な説明は省略させていただきます。

次の第3章、リニューアルの方針につきましては、まず3の1、現状と課題としまして、現施設における課題を整理しております。展示収蔵機能では、博物館仕様の建物ではないことから資料の劣化が懸念されることや、他施設からの資料借用に制約があること。調査研究機能では、調査研究のためのスペース不足により活動に支障が生じていること。教育普及機能では、講義室が狭く、学校、団体等の積極的な受け入れが困難であること。施設

機能では、設備の老朽化やサービス機能の不足により、来館者に快適で魅力あるサービスを十分に提供することができないこと。以上のような点が課題となっております。

次の3の2につきましては、これらの課題を踏まえて検討いたしました記念館の今後目指すべき方向性と、その実現に向けたリニューアルの方針でございます。全体の方向性につきましては、1の基本方針にありますとおり、本物の資料を収蔵展示できる博物館としての機能を備え、龍馬の中核施設としての機能充実を図るとともに、記念館からの眺望を生かしたサービスの提供など、桂浜にある博物館として魅力ある観光文化施設を目指すこととしております。

2は、部門ごとの個別方針でございます。まず(1)、収集保存部門では、龍馬に関する資料等を収集し後世まで伝えていくため、資料を適切に保存する収蔵庫や維持管理に必要な機能を整備することとします。(2)、調査研究部門では、収蔵資料の調査研究を進め、龍馬に関する研究の拠点となるため、必要な機能を備えることとします。(3)、展示公開部門では、記念館を初めて訪れる方からリピーターまで、また龍馬に関する知識の少ない方から研究者までといった、あらゆる方を対象とした、より魅力的な展示活動を行うこととします。(4)、教育普及部門では、活動に必要な諸室を設置し、龍馬について多くの方が学べる機会を提供するとともに、その魅力を広く発信してまいります。(5)、観光振興部門では、太平洋を眺望する雄大な景観を生かした、魅力あるサービス機能を備えるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行い、高知県観光の中核施設として観光振興に寄与できる施設を目指してまいります。

次に、1ページの資料の右の、第4章、施設整備計画をごらんいただきたいと思います。施設整備の方針につきましては、既存館の北西側に博物館として必要な機能を備えた新館を整備いたしまして、下の配置イメージのとおり、それぞれの特色を生かした機能分担を図ることとしております。具体的には左の新館には博物館としての機能を、右の既存館には立地条件を生かした観光施設としての機能を持たせることとしております。

施設の構成と規模につきましては、中ほどの表をごらんいただきたいと思います。まず、左の新館でございます。収集保存部門につきましては、収蔵庫、荷解室などを備えることとし、合計で180㎡、現状の約7.5倍の規模を想定しております。調査研究部門につきましては、学芸員室と資料閲覧室を備えることとし、合計で70㎡の規模を想定しております。展示公開部門につきましては、常設展示室、企画展示室、展示準備室を備えることとし、合計で540㎡の規模を想定しております。教育普及部門につきましては、ホールを備えることとし、約170㎡を想定しております。観光振興部門につきましては、エントランスや展示室前ロビー、トイレを備え、合計で380㎡の規模を想定しております。その他必要な諸室560㎡を加えまして、新館全体の規模としましては、1,900㎡を想定しております。

新館の整備に当たっては、博物館としての機能を備えることに加えまして、バスのロー

タリー機能を確保することや、既存館も含めた敷地全体の動線に配慮することなどに留意することとしております。

続きまして右の既存館でございます。まず展示公開部門につきましては、現在の展示スペースを体験型展示室や、映像コーナー、パネル展示室としてリニューアルいたします。教育普及部門につきましては、現在の図書コーナーを拡充するとともに、新たにイベント等の作業スペースを確保します。観光振興部門につきましては、来館者がゆったりと時間を過ごせるスペースとして、展望スペースやカフェ等を備え、また、救護室や授乳室等を設置するなど、来館者サービスの充実を図ります。

既存館の改修に当たりましては、太平洋を望む景観を生かした魅力ある機能を備えることや、ジョン万次郎など、龍馬とかかわりのあった歴史上の人物を紹介するコーナーを充実させること。また地域の歴史に配慮することなどに留意することとしております。

現在の記念館周辺は、長宗我部氏最後の居城、浦戸城があった場所であるため、その歴史的な背景を紹介するコーナーを設けるなど、多くの来館者に土佐の歴史の魅力を伝えていけるよう工夫していきたいと考えております。

最後に整備スケジュールでございます。この基本構想をもとにしまして、新館につきましては、平成26年度から27年度にかけ基本設計及び実施設計を、平成28年度に建築工事を行いまして、龍馬没後150年に当たります、平成29年度のオープンを目指して進めてまいります。既存館につきましては、新館のオープン後に改修工事を行いまして、明治維新150年に当たります、平成30年度のオープンを目指してまいります。

基本構想案についての説明は以上でございますが、正式な基本構想の策定につきましては、委員会での御意見も踏まえまして、また6月23日から実施しております、30日間のパブリックコメントを経まして、7月末をめどに取りまとめる予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 これ見たら、リニューアルを早くやってほしいという思い、もちろんするんですが。この間行ったときもそうでしたが、全体を見て思うんですが。なかなか駐車場関係は、別に周辺では確保することは難しいんですかね。これから先のことで。

◎高橋文化推進課長 現在の場所は、高知市の土地をお借りしまして、今の既存館も建っております。今度、新たな新館もその高知市から利用させていただくことになっております。またその駐車場については、桂浜全体の桂浜公園の再整備に向けた検討が、高知市で7月からまた始まることになっておりまして、その桂浜全体の高知市の検討を待って、また県としても調整をさせていただきたいということでございます。

◎溝渕委員 桂浜全体、観光も含めて、もうちょっと高知市とも話して、余裕を持つような形ができれば一番いいんじゃないかと思っておりますので、そのような努力をしていってほし

いと思います。

◎**田村委員** 大変これええところですが、これ候補地の地層は地震でも大丈夫かね。

◎**高橋文化推進課長** 地質の調査は昨年度いたしまして、基本的には地震のときでも大丈夫と。ただレベル2の地震が起こったときに、一定、液状化する部分とか、それから崩壊の危険があるところはございます。それは、その建物の前の部分で、建物の基礎の部分には、そういう危険はないという調査結果になっております。今回、新館として建てようとする部分についても、南海トラフ地震のときでも、基本的にはそういう崩壊等の危険はない状況でございます。

◎**田村委員** それは安心ではあるけれど、ちょっと危険なように聞いたもんでね。それから、この隣の国民宿舎ですか、あそこの連携は全然ないもんですか。

◎**高橋文化推進課長** 連携といいますか、現在、坂本龍馬記念館は、先ほどちょっと御説明しましたように、広い部屋がないということもありまして、たくさんの方の見学者が来たときの何か講演などは、桂浜荘でお借りしてやっている実態がございます。今後もそういった連携はとっていきますけれども、どうしてもお借りするというので、いつでも使えるわけではないと。ほかの予約が入っているときは、使えないことがございますので。そういう講義ができるようなホールは、新館で整備しながら、また桂浜荘は宿泊機能を持っている観光中心の施設でございます。いわゆる観光振興の観点からも、今後とも相互に相乗効果が出せるような関係は築いていきたいと考えております。

◎**田村委員** ぜひ龍馬の研究、明治維新のことを研究するのに、やっぱり宿があればというのが非常にありますので。じっくりと龍馬を研究するのに、使いやすい形で協力して、滞留して、観光資源にも生かせるというふうに努力してください。

◎**桑名委員** 内容も充実してくるわけですけども、そうすると人的な手当てもしていかななくちゃいけないんですが、学芸員の補充とか、職員の増員はどれぐらいを見込んでますか。

◎**高橋文化推進課長** これは、また今後ちょっと協議をしながら、検討してまいりたいということで。今のところ、何名というところまでの検討はできておりません。

◎**桑名委員** 学芸員って、結構高知にいないくて。これから歴史資料館もできるし、ここもリニューアルされる。歴史館もまだまだ充実させたいというところがあるんですが、ここだけではなくて、こういった歴史的なことに対して、今後そういった学芸員を全体的にどう確保するの、県としての方針はあるんですか。

◎**高橋文化推進課長** 現在、この指定管理者の団体でございます文化財団ですけども、学芸員として全体で今19名おります。その中に、坂本龍馬記念館は2名。年齢的には、文化財団全体でも、どうしても40代、50代の割合が高い、そういう年齢構成などもございますので、全体的なそういう課題を、今後どうしていくのかということが出てまいります。ということで坂本龍馬記念館も、それから新しくできる新資料館の体制も含めまして、今

後、文化財団とも協議しながら、あるべき体制を考えていきたいと考えております。

◎桑名委員 先般、歴民館に行ったときも、ほかのところから借りてくるときに、やっぱりその学芸員のキャリアとかいったものがないと重要なものが手に入らないと。そういった人が、今どんどん高知県は少なくなっているんで、ちょっと心配しているところもあるんですけども、そういったことも含めて、若い人を入れてキャリアを積ますということも、今のうちから考えてやっていただければと思います。

◎川井委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎川井委員長 次に、公立大学法人の統合について、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 私学・大学支援課でございます。よろしくお願いいたします。私学・大学支援課からは、公立大学法人の統合について、御説明させていただきます。お手元にお配りしております、委員会資料報告事項の私学・大学支援課の赤いラベルのついたところをごらんください。

県が設立します高知県公立大学法人と、公立大学法人高知工科大学の法人統合につきましては、これまで議会でも答弁させていただきましたように、県と両大学法人で組織する法人統合準備委員会を設置し、検討を行ってまいりましたが、このたびその統合に向けた方針について両大学法人と確認をいたしました。

正式な手続としましては、この方針に沿って、次の9月議会に定款変更案などを御提案させていただくこととなりますが、本日は事前にその概要について御報告をさせていただきます。

まずは1の法人統合の目的でございます。現在、県が設立しております公立大学法人の運営は、右側の上の図にありますように、高知県公立大学法人が、高知県立大学と高知短期大学の2大学。公立大学法人高知工科大学が高知工科大学を設置しており、2大学法人3大学の体制となっております。

この運営体制を、平成27年4月からの永国寺キャンパスのオープンや機能の充実を契機としまして、一つの大学法人のもとで運営しようとするものでございます。目的の一つ目としましては、それぞれの大学の特性を生かしながら、大学間連携をより進めることで、教員や学生の相互交流の拡大などにより、幅広く質の高い教育研究につなげるとともに、地域連携や産学官連携などの社会貢献活動の充実を図ることがございます。

加えまして、法人の統合により組織の規模が拡大されますことから、大学運営の基盤強化を図ること。また、これまで法人ごとに実施していましたが、理事会、経営審議会、法人監査などを一本化するなど、管理経費を初めとする経営面での効率化ということも、今回の統合の目的としてございます。

2の法人統合の方法につきましては、ことし4月から施行されております、地方独立行政法人法第108条に規定する、吸収合併の方式をとることとしておりまして。存続法人は高知県公立大学法人、消滅法人は公立大学法人高知工科大学とすることとしており、平成27年4月1日に合併の効力が発生いたします。なお、統合後の組織図は、右の図の矢印から下にありますように、1大学法人が3大学を設置する形となります。

次に、組織・業務でございますが、現在の公立大学法人高知工科大学は理事長と学長を別に任命しております。一方、高知県公立大学法人は、理事長が設置する二つの大学の学長を兼務しております。統合後は、理事長は法人経営に、学長は大学経営に、それぞれ専念するために、理事長と大学の学長は別に任命することとしております。また、学長が理事長とは別に任命される場合には、学長が法人の副理事長になることとなります。

役員の任期につきましては、理事長は4年、学長である副理事長は2年以上6年を超えない範囲内において、それぞれの大学に置かれる学長選考会議が定めることとなっております。

また、事務局組織については統一しまして、法人及び大学運営を効率的に行う仕組みをつくることとしております。

次に、4の人事制度でございますが、教員については当分の間、法人統合前の各大学の制度を引き継ぐ予定でございます。また、事務職員については、組織が統一化されることもあり、人事制度、評価制度、給与制度の統一化を図るものとしております。なお、計画的にプロパー職員の採用を進めておりますが、当分の間は、これまでと同様県から大学法人への職員派遣を行うこととしております。

次に、5の目標・計画でございます。県は議会の議決を経て、大学法人が6年間で達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示しております。この中期目標につきましては、公立大学法人高知工科大学は、平成21年度から6年間となっており、今年度末で終了しますが、高知県公立大学法人は、平成23年度からの6年間であり、中期目標期間が統合後も2年間残っております。このため平成27年度からの2年間を、高知工科大学に関する内容も含めたものに変更することとしております。また、県の中期目標に基づきまして、大学法人が作成する中期計画につきましても、残り2年間について変更を行い、知事が認可することとなります。

次に、6の法人経営でございます。大学法人の経営については、大学ごとの特性について配慮して行うこと、また、県が交付している運営費交付金については、法人事業の計画的実施が図られるよう、配慮することを確認しております。

最後に、資料の右下の今後のスケジュールをごらんください。今後のスケジュールといたしましては、最初に申し上げましたように次の9月議会で、定款の変更を含む吸収合併に関する議案を提出させていただき予定でございます。御承認いただきましたら、遅くと

も来年1月までには国へ認可申請を行いまして、3月までには認可されるといった流れになっております。平成27年4月1日に法人が統合されまして、同日付けで知事が理事長を任命、理事長が学長を任命することになります。

また、先ほど御説明いたしました中期目標の変更の議案につきましては、事前に公立大学法人の意見を聞く必要がありますことから、4月の統合後の法人から意見を聞いた上で、来年度の6月議会に議案を提出させていただき予定でございます。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎田村委員 この統合するに当たって整理をしていくとき、特に法人のこの役員なんかについては、これはもう法律に基づくものですね。それからこの事務職員の人事制度でちょっと気になる。教員の人事評価はそのままとしても、当分の間ということですが、事務職員の場合も、やっぱりそれ同じような形で管理してるんですか。

◎岡村私学・大学支援課長 まず、役員のごときは、地方独立行政法人法で決まっております。理事長と学長を別に任命するときは、副学長が副理事長になるとか、理事の数なんかもあります。理事の数については、現在調整をしております。次の9月議会に定款変更案を出しますので、そのときに、人数はまた御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、教員の人事制度につきましては、それぞれ大学によって異なっております。あと給与制度なんかも、大学ごとに違っております。ただ事務局は、今現在も給与制度等は違うんですが、今度は統一することにしております。現在、それぞれの事務局同士でそういう作業部会みたいなものをつくりまして統一することで、調整しています。吸収合併という形で存続、消滅という形になっておりますが、全てが存続法人の公立大学法人、県立大学の法人にあわせるわけではありません。それぞれで調整して、工科大学法人のほうのいい制度があれば、そちらへ行くような形で調整をしております。事務局については統一して、そういった給与制度、人事制度、評価制度なんかは統一する予定でございます。

◎田村委員 当分は経理区分はそれぞれみたいな形になるわけですね。工科大、短期大、県立大と。経理区分は別にしておいて、それで人事とか、そうした給与とかそういうものは、収れんをしていって、統一のときに一つの経理区分にするということですか。

◎岡村私学・大学支援課長 組織としては大学が三つあつての法人ですので、予算上は法人経費と大学経費というような形で、それぞれ経理は区分されることになります。ただ、事務のほうにつきましては、それぞれ大学の事務局は、3大学の事務局、法人経営室の事務局という形でありますけれども、それぞれ統一しますので、大学の事務局同士での人事異動があつたりであるとか、そういうことは今後、4月以降発生してまいります。事務局の事務の任命権者、理事長が結局それぞれの大学の事務局の人事なんかもやります。事務局としては別々の事務局ではありますが、一つの法人に任命される事務職員であり、事務

局という形になります。

◎**田村委員** いずれにしても、学生の教育の質を高めることには同じことですので、それをカバーする職員とか教員の基準とかそういったものを、現行より少なくともできるだけいい方向に、下へ落とすんじゃなくて、できるだけ平準化する形のものについて努力をぜひとも、その作業の中できちんとやっていただきたいと思うんです。

◎**岡村私学・大学支援課長** 大学でそれぞれ、いろいろなシステムがあります。就職支援とか、そういった学生支援もございます。やっぱり今までは、法人が違ってましたので、大学ごとに異なっておりますけれども、今、そういった事務の調整をする中で、やっぱり低いほうに合わせるのではなく、いいほうに向けて、その4月1日になかなか移行できない部分もあるかもしれませんが、一法人になれば、必ずそのシステムとしてはいいほうの事務に持っていくということで、今ずっと検討しています。

◎**田村委員** 現場とよく、それぞれ話をして、定款変更が悔いのないような形でいけるように、ぜひとも努力してください。

◎**中根委員** じゃあ、移行の方向で今調整をしているときに、事務職員の人事評価とか給与とかは一定にするというお話ですけども、人員削減などはこの時点ではないという方向ですか。

◎**岡村私学・大学支援課長** 人員体制についても、まだ今のところ永国寺を検討しているんですが、その永国寺キャンパスがちょうど、来年4月から学生もふえてまいります。当然その法人の管理部門という部分でいけば、法人化は二つが一つになりますので、そういった管理部門で効率化される部分もあります。一方でその学生が、27年4月1日以降はふえてくることによる事務体制も出てきます。今のところまだそういったふえる体制と、効率化できる部分は、まだはっきりとは精査はできてないです。やっぱりそこはもうちょっと、今のところ大学法人とも検討しているところでございます。

◎**中根委員** その大きな転機の時というのとは、大事にいろんなものを見なければと思うんです。その後、さらに短期大学がなくなっていく過程があります。だから、そういう意味では正規採用でなく、任期採用が膨れたりとか、そういう採用の仕方についても、ちょっと、まだ検討中だと思うんですけど、しっかりと見ていかないと、単発的に人数を整えて、仕事は大変になるけれども、長期雇用については、独立行政法人で、県が責任持たないみたいな形になっていく。法人ではあるけれども、その点はしっかり現場との議論をきちんとしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

◎**岡村私学・大学支援課長** 事務局の採用についても、大学法人がそれぞれ計画的に採用を進めております。県としては、それまでの間は県から職員を派遣して、きちっとできる体制は整えていくようにしたいと考えてます。

◎**川井委員長** 質疑を終わります。以上で文化生活部を終わります。

ここで、昨日地域福祉部で中根委員から特養施設の数についての質問がありました。回答がきておりますので、書記から報告させます。

◎書記 昨日の地域福祉部、高齢者福祉課の質疑で、第5期介護保険計画の中で、特別養護老人ホームがどれだけふえたのかという質疑がございまして、その中で、執行部から合計で407床が完成の見込みであるという答えがあったんですけれども、施設数については、後でお調べして回答するということでした。その後連絡がございまして、施設数は6施設。6戸の施設で407床の完成見込みであると連絡がございましたので報告をさせていただきます。以上です。

《公営企業局》

◎川井委員長 次に公営企業局について行います。最初に議案について、公営企業局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡林公営企業局長 今回、公営企業局提出の議案は、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案の1件でございます。これは地方公務員法の改正によりまして、3年を限度に職員としての身分を有したまま、海外に滞在する配偶者と生活をともにすることができる休業制度が、新たに設けられることになりました。

この条例本体につきましては、総務委員会において御審議いただくこととなりますが、同条例議案の制定に伴いまして、公営企業局で所管しております、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、このうち、休職者等の給与の取り扱いに関しまして、知事部局と同様の扱いとするため、所要の改正をお願いするものでございます。詳細につきましては、県立病院課長から説明をさせていただきます。よろしくお申し上げます。

〈県立病院課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに、県立病院課の説明を求めます。

◎伊藤県立病院課長 県立病院課でございます。よろしくお願いをいたします。今議会に提出しております第3号議案、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案につきまして御説明させていただきます。

資料はお手元にお配りしてます、資料No.④の19ページです。よろしいでしょうか。条例議案の要綱をつけております。この条例の制定の目的でございますけれども、先ほど局長から申しましたように、地方公務員法の一部改正によりまして、国家公務員、ことし2月から施行されておりますが、それと同様に職員が、外国で勤務をする配偶者と外国におきまして生活をともにすることを可能とする、配偶者同行休業制度が創設されましたことから、当該休業制度に関しまして、必要な事項を定めようとするものでございます。この条例の本体につきましては、人事制度全般を所管しております知事部局から今議会に提案しておりまして、総務委員会におきまして御審議をいただいておりますところでございま

す。

公営企業局としましては、そこにお示ししております内容につきまして、知事部局に準拠するところでございます。ただ、この条例の整備に伴いまして、局で所管しております、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が必要となりますことから、所要の改正をお願いするものでございます。改正が必要となる部分でございますけれども、この同行休業制度と申しますと、県職員の配偶者が外国へ転勤などした場合、当該職員が退職することなく、県庁職員として身分を保有したままで配偶者に同行することが可能となるものでございまして、3年を超えない条例で定める期間について、職務に従事しないことを認めて、その間は給与を支給しないとするものでございます。これが地方公務員法で新たに設けられた規定でございます。

この、給与を支給しないとする部分でございますけれども、地方公営企業法におきましては企業職員の当該給与の規定に関しましては、別途定めるとされておりまして、その必要性がありますことから、ここの部分につきましても、知事部局の職員と同様の扱いとするため、この26ページをお開きいただけますでしょうか。新旧対照表をつけております。ここにお示ししていますように、企業職員については、この真ん中のほうの2、アンダーラインを引いておりますが、給与を支給しない形で、知事部局と同様の取り扱いをするための改正でございます。なお、施行期日につきましては、公布の日からとしておるところでございます。以上で説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 質疑を終わります。以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎川井委員長 お諮りいたします。執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案9件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

◎川井委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案、「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

第2号議案、「平成26年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第3号議案、「高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第4号議案、「高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第6号議案、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第8号議案、「高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第9号議案、「高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第10号議案、「高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に第17号議案、「高知県新資料館（仮称）建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、第17号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に報第1号議案、「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって、原案どおり承認することに決しました。

次に報3号議案、「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員挙手であります。よって、報第3号議案は全会一致をもって、原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

《意見書》

◎川井委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

まず、「国民健康保険制度の財政強化を求める意見書（案）」が日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

◎川井委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ これはええんやね。

◎ あの、直すところは言うちゃってください。

◎ 2番のところですけども。均等割について、子どもを対象人数が望む制度にすることというのは、これはやっぱり財政負担も多くなるということで。ここのところを削除させてもろうたら、乗りましようかと。その文言にしても、ちょっと整理してできる部分があるのかなと思うんですけども。まずはこの、2のところを。均等割についてという、これを削除したら、あとは乗れますが。

◎ いいですよ。

◎ 2017年度に導入されるとか。そういったところを、一部、直していただければと思います。

◎ 正副で、もうそれはやってもろうたら。

〈正場〉

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「介護職員の処遇改善加算制度に関する意見書（案）」が自由民主党、公明党、県政会、南風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

◎川井委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

〈小休〉

◎ いいですけど。もしできるならば、もう少し利用者負担にならないようにというのを、ちょっと加えたらということ。1、2、3の手前、上段の1、2、3行目。下から3行目ですけれど。処遇改善加算制度を継続し、利用者の負担にならないよう、処遇改善加算制度を改善、継続し、恒久的な制度として、というふうな、利用者負担に上乘せにならないよということを、ちょっと入れたい。それはだめかしらという話になってるんですけど。

◎ ここは、利用者負担が今後増加したとして。そのときに、これが言うたら処遇改善というか、関連がわかるかどうかということですよ。それを書いたから、じゃあ、それに必ず使われないというかですよ。そこへの結びつきが明確にされるかと。色つきのお金になっちゃうかということ、そうではないと考えるんですが。だからその利用者負担を上げないというのは、また別の形で、意見を言うのは構わないと思うんですけども。それとこれが関連してくるとなると、また別であって。今回のどちらかということ、その処遇改善が中心の意見書であろうかと思えます。その文言を今回入れる必要が特にあるかということ、ないような気もするんですが。

◎ これでもいいけれど。本当に利用者負担増ばかりでは、もうこれ使えなくなるという思いがあって。入れれば入れてもらったらいという話だったんですけど。

◎ 介護制度の維持ということでは、よく理解はできますし。それは、我々もやぶさかではないんですが。今回の意見書に関してそれを入れて、じゃあ反映できるかということ、また別問題やないかなと思うんですけどね。

◎ 思いは一緒やろ。

◎ 利用者負担は、別の意見書でまた一から投げ出していただければと思いますが。

◎ いいですよ。

〈正場〉

◎川井委員長 それでは正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）」が公明党、自由民主党、県政会、南風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

◎川井委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

〈小休〉

◎ 不一致です。

〈正場〉

◎川井委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「給付制奨学金制度の実現を求める意見書（案）」が、日本共産党、県政会、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

◎川井委員長 では、御意見をどうぞ。

小休にします。

〈小休〉

◎ これは、もうこれやっぱり財源の問題があるので、どうしても。うん。不一致ということ。

〈正場〉

◎川井委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日午後3時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで終了します。どうも御苦労さまでございました。

（11時53分閉会）